

(5) 「放棄及び限定」
 (a) 名義人が(2)の規定により適用される延期の期間中のいずれかの時において全ての指定締約国について国際登録を放棄する場合には、当該国際登録の対象である一又は二以上の意匠については、公表しない。
 (b) 名義人が(2)の規定により適用される延期の期間中のいずれかの時において全ての指定締約国について国際登録をその対象である意匠の一部に限定する場合には、その他の意匠については、公表しない。

(6) 「公表及び複製物の提出」
 (a) 国際事務局は、所定の手数料の支払を条件として、この条の規定により適用される延期の期間の満了の時に国際登録を公表する。当該手数料が所定の方法により支払われない場合には、国際登録は、取り消され、及び公表されない。
 (b) 名義人は、第五条(1)の(ii)の規定に従って国際出願に意匠の一又は二以上の見本が添付された場合には、所定の期間内に、国際事務局に対し、当該国際出願の対象である意匠の複製物の所定の部数の写しを提出する。名義人が所定の期間内に当該写しを提出しない限り、国際登録は、取り消され、及び公表されない。

第十二条 拒絶
 「拒絶する権利」
 (1) 指定締約国の官庁は、国際登録の対象である意匠の一部又は全部が当該指定締約国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしていない場合には、当該指定締約国の領域における国際登録の一部又は全部の効果の拒絶することができる。ただし、いずれの官庁も、国際出願の形式若しくは記載事項に関する要件であつて、この改正協定若しくは規則に定めるもの又は当該要件に追加的な若しくは当該要件と異なる要件が当該指定締約国の法令の規定を満たしていないことを理由に国際登録の一部又は全部の効果の拒絶を拒絶することができない。

(2) 「拒絶の通報」
 (a) 国際登録の効果の拒絶する官庁は、所定の期間内に国際事務局に対しその拒絶を通報する。
 (b) 拒絶の通報には、当該拒絶の根拠となる全ての理由を記載する。
 (3) 「拒絶の通報の送付及び救済手段」
 (a) 国際事務局は、名義人に拒絶の通報の写しを遅滞なく送付する。
 (b) 名義人は、国際登録の対象である意匠について、拒絶を通報した官庁に適用される法令に基づいて保護の付与のための出願をしたとしたらば与えられたであろう救済手段を与えられる。そのような救済手段は、少なくとも当該拒絶の再審査若しくは見直し又は当該拒絶に対する不服の申立ての可能性から成る。

(4) 「拒絶の取下げ」
 拒絶は、その一部又は全部について、当該拒絶を通報した官庁がいつでも取り下げることができる。

第十三条 意匠の単一性に関する特別の要件
 「特別の要件の通告」
 (1) 締約国は、自国の法令が、同じ出願の対象である二以上の意匠が意匠の単一性、製品の単一性若しくは使用の単一性の要件に合致すること若しくは同一の組若しくは構成の品目に属すること又は一の独立かつ個別の意匠のみを単一の出願において請求することができることをこの改正協定の締約国となる時に要求する場合には、宣言により、その旨を事務局長に通告することができる。もつとも、当該宣言は、国際出願が当該宣言を行った締約国を指定する場合であっても、第五条(4)の規定に基づいて国際出願において二以上の意匠を含める出願人の権利に影響を及ぼすものではない。

「宣言の効果」
 (1) に規定する宣言を行った締約国の官庁は、自国が通告した要件に適合するまでの間、前条(1)の規定に基づいて国際登録の効果の拒絶することができる。

(3) 「登録の分割について支払うべき追加の手数料」
 (2) に規定する拒絶の通報の後に、当該通報に記載された拒絶の理由となつた問題を克服するために関係する官庁において国際登録が分割される場合には、当該官庁は、当該拒絶の理由となつた問題を回避するために必要とされる追加の国際出願について手数料を課することができる。

第十四条 国際登録の効果
 「適用される法令に基づく出願の効果」
 (1) 国際登録は、国際登録の日から、指定締約国において、当該指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与のための正規の出願と少なくとも同一の効果をもつて適用される。適用される法令に基づく保護の付与の効果」
 (2) 適用される法令に基づく保護の付与の効果」
 (a) 国際登録は、第十二条の規定に従いその官庁が拒絶を通報していない指定締約国において、遅くとも拒絶を通報するために当該指定締約国に認められている期間の満了の日から、又は当該指定締約国が規則に基づいて宣言を行った場合には遅くとも当該宣言において特定された時から、当該指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与と同一の効果をもつて適用される。
 (b) 国際登録は、指定締約国の官庁が拒絶を通報し、その後当該拒絶の一部又は全部について取り下げた場合には、当該指定締約国において、当該拒絶が取り下げられた範囲については、遅くとも当該拒絶が取り下げられた日から、当該指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与と同一の効果をもつて適用される。

(c) この(2)の規定により国際登録に与えられる効果は、登録の対象である一又は二以上の意匠であつて、指定官庁が国際事務局から受理し、又は該当する場合には当該指定官庁における手続によつて修正されたものについて適用する。
 (3) 「出願人の締約国の指定の効果に関する宣言」
 (a) その官庁が審査官庁である締約国は、宣言により、事務局長に対し、自国が出願人の締約国である場合には、国際登録における自国の指定が効果を有しない旨を通告することができる。
 (b) 国際事務局は、(a) に規定する宣言を行った締約国が出願人の締約国及び指定締約国の双方として国際出願に表示されている場合には、当該指定締約国の指定を考慮しない。

第十五条 無効
 「防衛の機会」
 (1) 指定締約国の領域における国際登録の効果の一部又は全部に関する当該指定締約国の権限のある当局による無効の決定は、当該国際登録の名義人に自己の権利を防御する機会を適時に与えることなく行うことができない。
 (2) 「無効の通報」
 その領域において国際登録の効果が無効となつた締約国の官庁は、その無効について知つた場合には、その旨を国際事務局に通報する。

第十六条 国際登録に関する変更その他の事項の記録
 「変更その他の事項の記録」
 国際事務局は、国際登録簿に所定の方法により次の事項を記録する。
 (i) 指定締約国の一部又は全部及び国際登録の対象である意匠の一部又は全部についての国際登録の所有権の変更。ただし、新権利者が第三条の規定に基づいて国際出願をする資格を有する場合には、その旨を国際事務局に通報する。

(ii) 名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更
 (iii) 出願人又は名義人の代理人の選任及び当該代理人に関する他の関連事項
 (iv) 国際登録に関し、指定締約国の一部又は全部について行われた名義人による放棄
 (v) 国際登録に関し、指定締約国の一部又は全部について、国際登録の対象である一又は二以上の意匠に対して付された名義人による限定
 (vi) 国際登録に関し、国際登録の対象である意匠の一部又は全部についての指定締約国の権限のある当局による当該指定締約国の領域における効果の無効

(vii) 国際登録の対象である意匠の一部又は全部についての権利に関する他の関連事項であつて規則に定めるもの